

ハロウィンジャンボ等宝くじ市町村交付金交付細則

この細則は、公益財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）市町村交付金交付規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、交付金を各市町村へ交付する際に必要な細目について定めるものとする。

（市町村への交付時期等）

第1 ハロウィンジャンボ等宝くじの収益金は、原則として県から交付があった同一年度内に、各市町村へ交付するものとする。

2 規程第2条の都道府県交付金については、協会はこれを全額市町村へ交付するものとする。

この場合、各市町村へ配分する際の端数調整等については、協会事務局で調整を行うものとする。

（国勢調査人口）

第2 規程第3条第1項中、人口割に用いる国勢調査結果については、直近の調査結果を用いるものとするが、確定値が発表になるまでの間は、速報値を用いるものとする。

（使途報告）

第3 規程第6条の市町村の使途報告については、別に定める様式により、理事長が指定する期日までに協会へ提出するものとする。

（経過措置）

第4 市町村合併等により、市町村数に変更が生じた場合の経過措置については、理事長が別に定める。

（補則）

第5 この細則に定めるほか、ハロウィンジャンボ等宝くじの市町村への交付に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則

この細則は、平成13年5月31日から適用する。

附則

この細則は、平成22年12月1日から適用する。

附則

この細則は、平成29年7月1日から適用する。

附則

この細則は、令和4年2月1日から適用する。